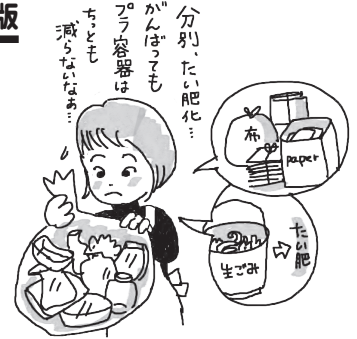


今度こそ!!

ちゃんと変えよう



研究者・自治体・
事業者・市民団体に聞く

容り法

容器包装リサイクル法（以下「容り法」）の施行以後、容器包装のリサイクルが進み、それは最終処分場の延命に一定の貢献をしましたが、その反面、容器包装ごみがあまり減らない上に、リユースびんは激減しました。また、自治体にはリサイクルのための収集・処理費用の負担が重くのしかかりました。

こういった状況は、2006年の前回の容り法改正でもほとんど改善されませんでした。では、現行容り法のどこに問題があるのか。また、2R（リデュース・リユース）を促進し、リサイクルのための費用負担のあり方を正すためには容り法をどう変えればいいのか。

今回の市民ごみ大学セミナーでは、容り法改正に向けた動きに対応し、研究者、自治体、事業者、市民団体の方々を講師に迎えて、それぞれの立場からの見解を伺うとともに、活発な意見交換が行われました。

基調講演

リデュース・リユースを重視した容器包装リサイクル法はできるか

千葉大学法経学部教授 倉阪秀史 さん

目指すべき経済のイメージ

現在、環境負荷を下げながら、いかにして経済発展を行うのが大きな課題となっています。そのポイントは次の2つです。

① 無駄なものを作らない

無駄なものを作ると、それを作るための資源エネルギーと、作った後の不要物の処理の両面で環境負荷や費用が発生することになります。

② いったん作ったものは「使い倒す」

最終的には燃やしたり、埋めたりすることが必要となるが、そこに至るまでに何回人間の役に立てるかが重要です。

経済のルールを変える必要性

上記のような経済を実現する鍵は、無駄なものを作らない企業、あるいはいったん作ったものを再使用し、原材料として使う企業が儲かるようにすることです。

今の経済ルールでは、これらの企業が儲かる形にはなっていません。例えば、飲料容器についても、繰り返し使える容器を使う方が全体としてコストが安くなり、環境負荷も下がるのは分かっているが、企業がそういった仕組みを構築するのをバックアップする制度が整っていないのです。

また、今は、無駄なものや使い捨ての製品を作っても、その処理費用を市町村が税金で負担してくれるルールになっています。このため、生産者が

製品を設計する段階で、消費者受けするものを第一に考えるようになってしまいます。

拡大生産者責任

今の経済ルールを変えるためのキーワードが拡大生産者責任。

拡大生産者責任は、現在市町村が税金で処理している負担（物理的・経済的負担）の全部または一部を生産者の方に移すことです。

生産者が、製品の設計段階で処理費用を負担しなければならないということがあらかじめ分かっていたら、無駄なものや使い捨ての製品を作り、それを市場に送り込むことはしないはず。つまり、拡大生産者責任は、設計の最適化を目指すものです。

サービサイズ (Servicize)

「サービサイズ」とは、ビジネススタイルを、商品の所有権が生産者から消費者に移転する形態（モノの販売）から、生産者が商品の所有権を保有したまま、消費者に機能だけを提供する形態（サービスの販売）に転換すること。

例えば、パナソニック電工の「あかりEサポート」では、蛍光灯などを販売するのではなく、明かりの提供を保証するサービスを販売するのです。顧客（企業）は月々一定のサービス料を支払います。

このため、生産者はできるだけ長持ちし、かつ使用後も処理しやすい製品を作る努力をすることになります。

サービサイズが進展するためには、拡大生産者責任を貫徹することが必要です。また、サービス提供者の顧客囲い込みによって、顧客が不利益を被らないように、サービス乗り換えのルールづくりも必要です。

容器包装リサイクル法の論点

- ① 3Rに関する社会的な目標を設定すべきではないか。
- ② リデュースとリユースに関する具体的な措置を追加すべきではないか。
- ③ 拡大生産者責任にもとづき、事業者によるリサイクルの負担を増やすべきではないか。
- ④ 材料リサイクルをもっと意味あるものに変えて



いくべきではないか。

- ⑤ 商品への材質表示を意味あるものに変更すべきではないか。
- ⑥ 容器ではないものも素材が同じであるならば対象にしていくべきではないか。

3Rに関する社会的な目標を

設定すべきではないか

容リ制度が実現すべき社会的な目標として、次のような目標を設定すべきです。

- 容器包装廃棄物の発生量についての目標。
- 分別基準適合物のリサイクル率の目標。
- リターナブルボトルの出荷量またはリターナブルボトル比率の目標。

特に、リターナブルボトルについての目標は重要です。ワンウェイボトルの発生量の目標のみでは、軽量化・薄肉化の方向に進むだけで、リターナブルボトルの開発意欲を生みません。

リデュースとリユースに関する

具体的な措置を追加すべきではないか

リデュースについては、企業の努力が再商品化の負担額に直接反映されるように、容器ごとに素材ポイントと大きさ（重量または容積）ポイントを付与し、前年度の出荷実績に応じて、負担額を決めるのはどうか。

リターナブル容器については、容器を回収するための仕組み（デポジット制、回収拠点の整備など）と、それを支えるための制度化が必要です。

再使用を再生利用より優先するという循環型社会形成推進基本法の優先順位が容リ法のどこかに思想として表れていないとおかしく、再使用という用語を明示すべきです。

事業者によるリサイクルの負担を

増やすべきではないか

事業者が、拡大生産者責任に基づき、容器包装廃棄物のリサイクルにかかる費用をもっと負担すべきです。当然、適正な価格転嫁は認められます。

分別基準適合物にするための前処理工程につい

ては、事業者側に運営責任を移行させた方が効率的ではないか。

分別回収については市町村が行い、回収量に応じてあらかじめ定められた金額を事業者側から市町村に支出する方式がとれないか。

材料リサイクルをもっと意味あるものに 変えていくべきではないか

プラスチックについては、分別区分を細分化して、単一の素材だけで分別回収した方が有効に利用できるものは他のプラスチックと混ざらないように分別回収すべき（発泡スチロール等）。

汚れたプラスチックや複合素材などについては、無理に材料リサイクルをするのが妥当かどうか検討が必要。また、材料リサイクルができない複合素材にシフトしないように、複合素材には事業者の負担が大きくなるようなポイント付与を行うとともに、事業者に対し、中身の品質保持に配慮し

ながら、複合素材を単一素材に替える努力をすることを促すことも必要。

商品への材質表示を

意味あるものに変更すべきではないか

事業者による負担額の算出区分と、分別回収区分（複合素材等）に関する表示を行うべき。

分別回収区分については、材料リサイクルに向いているプラスチックに関する表示、リターナブルボトルに関する表示などを新設すべき。

容器ではないものも素材が同じであるならば

対象にしていくべきではないか

同じ素材で同じリサイクルシステムに乗せることができる製品ならば、容器でないものでも、容器法の範疇を広げ、対象にしていくべきではないか。

パネル
ディスカッション

容器包装リサイクル制度の現状と課題

～プラスチック製容器包装を中心として～

社団法人 全国都市清掃会議 調査普及部長 深野元行 さん

市町村のプラスチック製容器包装の

分別収集状況

プラスチック製容器包装の分別収集を実施している市町村の数とその割合は、着実に増加してきたが、近年は、2007年度 1,304(71.8%)、2008年度 1,308(72.7%)、2009年度 1,287(73.5%)と頭打ち。

分別収集量も、順調に増加していたが、2007年度 644,097 トン、2008年度 672,065 トン、2009年度 688,436 トンと、このところ増加が鈍化しています。

再商品化手法別落札シェアと落札単価

日本容器包装リサイクル協会が実施するプラスチック製容器包装の入札においては、材料リサイクルの優先的取扱いに加え、材料リサイクル事業への

参入が相次いだため、2006年度から2008年度にかけて、材料リサイクルの落札シェアが急増するとともに、材料リサイクルの委託料の落札単価が急落しました。

しかし、2008年度以降、材料リサイクルの落札シェアは50%台で、落札単価はトン当たり7万円台で横ばいとなっています。材料リサイクルは、2010年度の落札単価が74,498円/トンで、ケミカルリサイクルの落札単価38,646円/トンの1.9倍となっている上に、再資源化率が50%程度と著しく低いのが現状。

関係主体の役割分担の見直し

市町村の役割分担が重いので、拡大生産者責任の観点からも、市町村における分別収集・選別保

管コストについて事業者に一定の負担を課すとともに、現在、市町村が負担している、法の適用を免除されている小規模事業者分の再商品化委託料については事業者負担とすべき。【囲み参照】

プラスチック製容器包装の引取品質基準の見直し

現在、プラスチック製容器包装のベールに関する日本容器包装リサイクル協会の品質基準は、材料リサイクルを想定して一律に厳しい基準となっているが、ケミカルリサイクルについては比較的緩やかな基準になっているという実態があり、本来、再商品化手法によって求められる品質は異なるはずです。

したがって、各再商品化手法に応じた品質基準を定め、「汚れ」などについてより分かりやすい基準とするとともに、品質には影響の少ない収集袋

の破袋度や指定収集袋の混入などについての評価方法は見直すべきです。

また、品質基準において異物扱いとなっている指定収集袋やクリーニング袋については、プラスチック製容器包装と同一の素材であれば分別基準適合物として取り扱うべき。



市町村による再商品化手法の選択制の導入

現行制度では、市町村がベール化したプラスチック製容器包装をどの再商品化事業者に引き渡すかは入札によって決定され、市町村が再商品化手法を選択することができないが、市町村が選択できるようにすべき。

関係主体の役割分担

■ 市町村における分別収集・選別保管コスト	3,000 億円
■ ごみ処理量の減少による焼却・埋立費用の削減分 差し引いた費用の純増分	380 億円（環境省 2003 年度推計）
■ 市町村が負担する小規模事業者分の再商品化委託料	19 億円（2009 年度）

■ 特定事業者が負担する再商品化委託料	407 億円（2009 年度）
■ 特定事業者から市町村への合理化拠出金	95 億円（2009 年度）
■ 再商品化事業者から市町村への有償分拠出金	13 億円（2009 年度）

パネル ディスカッション

食品産業の容器包装 3R への取り組み

財団法人 食品産業センター 技術環境部次長 下田 貢さん

食品製造業と容器包装リサイクル

- 食品製造業にとって、容器包装は食品の保護機能が最優先。
- 食品製造業は中小企業がほとんど。製品は多種多様で、温度帯も加温・常温・チルド・冷凍に及ぶ。
- 容器包装リサイクル費用の約 55%を食品業界が負担し、容器包装のリサイクルに寄与。

2007 年度に多額の負担をしたメーカーの例をあげると、山崎製パン 6.1 億円、明治乳業 4.7 億円、キューピー 3.5 億円、味の素 3.3 億円、日本ハム 3.1 億円。

- 自主行動計画に則り、軽量化・薄肉化等による容器包装のリデュースとともに、つぶしやすい容器、はがしやすいラベル等によるリサイクルの容易化を推進。

食品の容器包装の機能

- 保護機能（食品が生産され、消費されるまでのすべての場面での物理的、化学的、生物的、人為的要因から当該商品を保護し、安全性・品質を確保）
- 利便機能（輸送・小分け）
- 情報機能（訴求性、商品表示、取扱い表示）

容器包装3Rの取り組み事例

<軽量化・薄肉化>

- 味の素「コンソメ」：内装のプラスチックの厚みを薄くし、重量を18%削減。
- ニチレイフーズ「お弁当にGood！ミニハンバーグ」：トレイをより軽量のプラスチックへ変更し、重量を13.4%削減。

<リサイクルの容易化>

- キューピーのドレッシング：ラベルをはがしやすくし、中栓をはずしやすく工夫。
- ヒガシマル醤油のしょうゆ等：楽に取りはずせるキャップ使用。

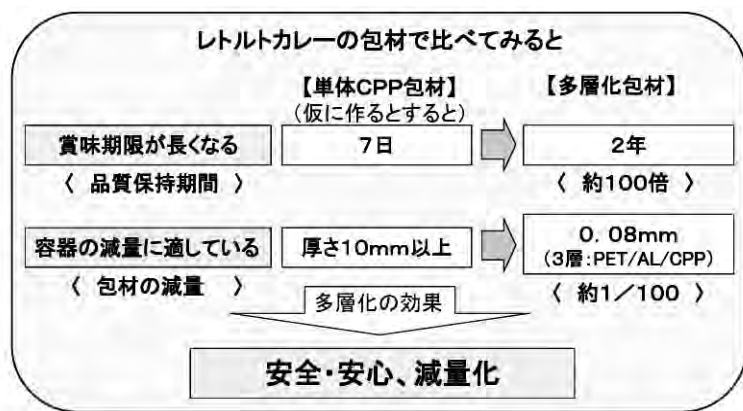
複合素材の必要性

食品の容器包装の保護機能を高めるためには、各種の素材の特性を併せ持つ複合素材の使用が不可欠。また、それによって、容器包装が薄肉化・軽量化され、リデュースにも貢献。【右図参照】

プラスチック製容器包装の

再商品化手法に関する食品業界の要望

- ① 材料リサイクルの優先的取扱いの廃止
材料リサイクルは、環境負荷低減と資源の有効利用の観点からみて、ケミカルリサイクルと比べて特に優れているとはいえ、他方、経済コストの観点からはケミカルリサイクルに比べて評価が低いとされており、材料リサイクルの優先的取扱いの根拠が不明確。
- ② サーマルリサイクルの緊急避難的・補完的導入の条件緩和
サーマルリサイクルは、環境負荷低減と資源の有効利用の観点からみると、材料・ケミカル両リサイクル手法と比べて遜色がなく、また、経済コストの観点でみると、両手法よりも評価が高くなると考えられるとされています。



パネル ディスカッション

2Rを促進する法律に改正を

容器包装の3Rを進める全国ネットワーク 事務局次長 中村 秀次さん

容器包装リサイクル法の問題点

ごみが減らない

容り法によってリサイクルは進んだものの、ごみの排出量は減っていません。

容り法では、自治体が容器包装のリサイクル費用

の85%を占める「分別収集・選別保管費用」のすべてを税金で負担しており、生産者の負担は、リサイクル費用の15%に過ぎない「再商品化費用」に限られています。



このため、生産者に対し、簡易包装やリユース容器のような、なるべくごみにならない容器包装の採用を促すインセンティブが強く働きません。【右図参照】

リユースびんが激減

リユースびんは、1970年代をピークに減少の一途をたどっていたが、容リ法制定直後の1996年に、それまで業界が自主規制していた小型ペットボトルがリサイクルを免罪符として解禁されたため、減少に拍車がかかりました。

容リ法の下では、ワンウェイ容器は、自治体が税金を使って集めているので、循環コストが1本当たり41円なのに、メーカー負担は25円だけです。【下図参照】

一方、リユースびんは、民間ルートで回収されており、循環コストが30円、メーカー負担も30円と、不公平な競争を強いられています。

容器別(500ml1本当り)自治体のリサイクル費用は？

ーびん再利用ネットワーク実施の廃棄物会計調査2002事業会計年度より

自治体のリサイクル費用は	リターナブルびん 0円 (事業者回収の場合)	PETボトル 4.5円	ガラス無色 10.5円 ガラス茶 10.9円 ガラス他 10.9円	スチール缶 4.3円 アルミ缶 1.7円	その他 プラ容器 1.9円
事業者の再商品化費用は	リユースの費用は全額事業者	0.05円	0.6円	スチール缶、アルミ缶とも=0円	1.4円

PET26g、ガラスびん195g、アルミ缶15g、スチール缶43g、マヨネーズ18g

そうすれば、消費者は、リサイクル費用の負担が少ない、なるべくごみにならない容器包装を選択するようになり、生産者にもそのような容器包装の採用を促すこととなります。

2Rを促進するための対策

2R(リデュース・リユース)を促進するため、具体的な対策を盛り込むべき。

- ① ごみ削減目標の設定
- ② レジ袋などの使い捨て容器包装の無料配布禁止
- ③ リユース容器の普及を促す経済的優遇措置
- ④ リサイクル対象の拡大(分別収集袋、クリーニング袋等)

さらに製品プラスチックのリサイクル。

容器包装リサイクル法を2Rを促進する法律に

全リサイクル費用の商品価格への内部化

リサイクル費用は、すべて生産者が負担して商品価格に上乗せ(内部化)し、最終的にはそれを購入してごみを出す消費者(受益者)が負担する仕組みにすべきです。

図 ワンウェイびんに係るコストの流れ (500mlの食酢びんのケース)

◇ワンウェイびん使用の場合：1本当たり



まとめ

ごみ・環境ビジョン21
理事
小野寺 勲